

平成29年5月15日

石垣市長 殿

白保魚湧く海保全協議会
白保ハーリー組合
白保日曜市運営組合
NPO法人夏花

代表連絡先 090-3139-6088 柳田

要望書

周辺自然環境を損なう恐れのある「(仮称)石垣島白保ホテルプロジェクト」に対して、
慎重な審査と適切な指導の要望 (全3枚)

株式会社石垣島白保ホテル&リゾート (以下、開発事業者といたします。)が計画しているホテル建設計画「(仮称)石垣島白保ホテルプロジェクト」(以下、ホテル計画といたします。)について、4月12日に白保の一部住民に対して説明がなされました。

しかし、ホテル計画は周辺の自然環境保全の点ではなほだ不十分であり、説明当日回答しきれなかった問題点について後日Eメールでなされた回答を踏まえても、このホテル計画が実施されれば、周辺の環境へ悪影響が生じるのは避けられません。

このサンゴ礁海域は、

そもそも本ホテル計画の区域は、世界最大級のアオサンゴ群集の目前で、石垣市、沖縄県の貴重な観光財産であるだけでなく、西表石垣国立公園にも指定され、県の自然環境の保全に関する指針でも「自然環境の厳正な保護を図る区域」とされており、専門家も本ホテル計画による悪影響を非常に危惧している状況です。

また、この海域は地域住民の生活にも重要で、漁業従事者だけでなく、季節ごとの海藻の採取などが昔から行われ、住民の生活と密着した自然環境が保たれていることに加え、サンゴ観賞のためのシュノーケルツアーなど、環境資源としても地域経済に非常に重要な海域であることは言うまでもありません。

石垣市におかれましては、石垣市自然環境保全条例の目的及び趣旨にのっとり、第3条にいう、「自然環境の適切な保全が図られるよう、この条例の趣旨の徹底を図り、かつ適切な施策の遂行」に努めていただけますように、私たち地域住民はホテル計画の問題点を以下に指摘し、市に慎重な審査と適切な指導を要望いたします。

添付資料

1. 4月12日に白保の一部住民への説明に使用されたホテル計画説明資料 (全15ページ)
(以下、説明資料といたします。)
2. 専門家による指摘 「白保ホテル建設計画の問題点 目崎茂和 (三重大学名誉教授)」

<問題点>

1. 健全なサンゴ礁保全に必要な水質基準の約百倍の濃度の排水を毎日地下に流出させる計画の問題

添付資料P3「4. 自然環境の保全への取り組み」について (P14) 参照

3. 環境配慮事項 「水質汚濁対策」項目

説明資料では、そもそも国立公園でもあるこの海域に影響が及ぶ場所における開発計画について、「⑦地下水及び海域への影響に不確実性が伴う」と悪影響を懸念した記載がされています。独立行政法人 国際協力機構が発行した全世界「サンゴ礁の環境配慮ハンドブック」作成調査 ファイナルレポートでは、サンゴ礁の生育が良好な海域における水質は、最大値でも全窒素で0.06 mg/l、全リンで0.007mg/lとなっており、説明資料(P15)によると、浄化槽の処理能力は、全窒素10mg/l、全リン0.5mg/lであり、すでに重大な影響が見込まれるからだと思われます。処理後の排水を地下浸透にゆだねても、海岸から数キロ離れた場所ならいざ知らず、砂が多く堆積した保安林に隣接した計画地で、地下浸透による汚水・排水の希釈が期待できないからにはほかなりません。しかも、計画地は保安林の地域より低い土地で、干潮時に一気に地下水が礁池に引っ張られるように流出する可能性があり、もともと礁池内は台風などの影響がなければ、海水の大規模な攪拌は発生しないため、流出した排水の海水による希釈も外洋に接する海域とは比べ物にならないくらい低いものだと思います。

結果として、この排水によってこの海域の自然環境は重大な被害をこうむり、回復不可能となり、市民の暮らしを脅かすこととなります。

2. 不十分な事前調査と対策を事後に先延ばしする問題

添付資料P3「4. 自然環境の保全への取り組み」について (P14) 参照

3. 環境配慮事項 「水質汚濁対策」項目

⑦「敷地内においては観測井を設置して定期的に水質及び地下水位のモニタリングを実施します。また、前面海域においても水質等の調査を実施します。調査地点及び調査頻度については、今後検討します。」とあります。

計画地の前面海域は、当然、季節によって海水の状態が変化します。また、住民や地域の経済活動は季節や行事に合わせて行われます。反面、ホテルの利用客数は、季節に限らず、連休や学校等の休暇によって変化し、排水量は大きく変化します。したがって、モニタリングは開発前の水質の数値を、季節変化とホテル繁忙期に合わせて通年にわたって調査し、データ化した上で、比較できるように事前調査を行わなければ、施設供用開始後にモニタリングしても、環境変化の比較ができないため水質汚濁対策として成り立ちません。

しかし、そもそも開発する事業者自身が国立公園の環境に対して「開発の影響に不確実性が伴う」と環境への悪影響の懸念を表明している開発計画にもかかわらず、説明資料(P13)の「2. 水質現地調査結果」は、一日(満潮時、干潮時の2回)だけ、約2.5キロにわたる海域に面しているところ、1か所だけしか行われていません。詳細な事前調査なしに、施設供用後のモニタリングだけで、正しい水質汚濁対策とは到底認められません。

以上、説明資料の「水質汚濁対策」項目に対して問題点を指摘しました。「生物多様性保全対策」に関しても、追って問題点の指摘いたします。

開発事業者から、住民に対して詳細な説明資料が配布されていない現在でも、これだけの問題点が挙げられる現状で、本ホテル計画の影響は重大なものになると懸念されることを改めて申し上げます。